

鎌ヶ谷市国土強靭化地域計画策定委託に係るプロポーザル方式審査要領

(目的)

第1条 この要領は、鎌ヶ谷市国土強靭化地域計画策定委託をするにあたり、プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により、選定委員会において受託者を選定する際の審査項目、審査方法等、必要な事項を定める。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 提案の審査及び評価に関する事項
- (2) 契約候補者の選定に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員長がプロポーザル方式の実施に必要と認めること

(組織)

第3条 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は市民生活部長とする。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市民生活部次長（クリーン推進課長）
 - (2) 安全対策課長
 - (3) 都市建設部次長（都市計画課長）
 - (4) 企画政策室長

(委員長)

第4条 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員が欠けたときは、必要に応じて委員を補充することができる。
- 3 委員が不在のときは、その者を解任し、新たに委員を任命することができる。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 会議は委員の過半数の出席によって成立する。
- 3 選定委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(回議)

第6条 委員長は、会議を開くいとまがないと認めたときは、委員に回議して会議の審議に代えることができる。

(委員等の責務)

第7条 委員及び会議に出席した者は、審査の過程において知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 審査委員会の庶務は、市民生活部安全対策課において処理する。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査委員会に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年1月30日から施行する。
- 2 この要領は、鎌ヶ谷市国土強靭化地域計画策定委託に係る契約候補者を選定した日をもって、そ

の効力を失う。

別表 配点内訳

評価基準項目・視点	優秀	優良	普通	やや劣る	劣る
組織体制に対する評価 ・受託業務に係る従業員数が業務内容に照らして適正か ・予定技術者の手持ち業務件数から業務の適正な履行が可能か	10点	7点	6点	3点	0点
実績に対する評価 ・予定技術者の同種業務の策定履行状況の有無について	10点	7点	6点	3点	0点
業務実施方針に対する評価 ・業務の目的、内容が的確に反映された提案となっているか	10点	7点	6点	3点	0点
業務工程（スケジュール）に対する評価 ・実現可能な作業工程になっているか	10点	7点	6点	3点	0点
提案、支援、助言の具体的な方策に対する評価 ・提案、支援などは具体的、実現可能なものか	10点	7点	6点	3点	0点
提案内容に対する評価 ・一般的なものではなく、当市の状況を踏まえた提案となっているか	10点	7点	6点	3点	0点
独自項目の提案に対する評価 ・専門知識を活用し、本年度中に遂行可能な業務の提案などがあるか ・その他提案事項があるか	10点	7点	6点	3点	0点
見積もりに対する評価 ・提案内容が見積金額で実現可能か	10点	7点	6点	3点	0点
提案全体の的確性、実現性、独創性に対する評価 ・法令や国の動向に基づく提案となっているか ・具体的で実現性のある提案となっているか ・アイディアが盛り込まれた独創的で特色のある提案となっているか	10点	7点	6点	3点	0点